

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和5年9月29日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (受) 第 2300001 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (厚) 第 2300049 号

第 1 結論

請求者の A 社における請求期間に係る厚生年金保険被保険者記録を、保険給付の対象となる被保険者期間として記録することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 20 年 1 月 1 日から平成 21 年 5 月 1 日まで

日本年金機構は、請求期間について、厚生年金が支給されるのに「75 条願います」の付箋を勝手に貼付けて、時効を行使している。結論は、「75 条該当」処理の取消しを行い、請求期間を厚生年金保険の保険給付の対象とすることが目的です。なお、75 条取消しは、日本年金機構の裁量で処理できないことになっているので、上層機関からの「75 条取消しの命令」を求めます。

第 3 判断の理由

請求者は、請求期間に係る厚生年金保険被保険者記録について厚生年金保険法第 75 条本文該当記録として記録され保険給付の対象となっていないため、保険給付の対象となる記録への訂正を求めている。

しかしながら、請求者が平成 20 年 8 月 1 日に B 社会保険事務所 (当時) に提出したとする「健康保険及び厚生年金保険厚生年金保険被保険者資格取得の確認請求書」(以下「確認請求書」という。)に受付印などは確認できず、当該確認請求書が提出されたかどうかについて確認することができない。

また、受付印が確認できないことについて、請求者は、当該確認請求書を提出した当時、年金記録の問題で社会保険事務所が忙しかったため、受付印をもらう代わりに担当者から名刺をもらったとして当該名刺も併せて提出しているが、確認請求書及び名刺からは、確認請求書を社会保険事務所に提出したことを認めることはできず、請求者に係る請求期間の 75 条本文記録の取消しを認めることはできない。

このほか、請求者から提出された複数の資料及び陳述、日本年金機構の回答及び資料、行政機関等から提出された回答及び資料を確認したが、請求者の主張を裏付ける陳述、回答及び資料を得ることはできなかった。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者の請求期間に係る厚生年金保険の被保険者記録について保険給付の対象となる記録への訂正を認めることはできない。